（様式２）

令和６年度　名古屋市「中小企業海外展開支援事業」  
海外商談会（オンライン＋現地商談）　参加に関する同意書

令和６年度　名古屋市「中小企業海外展開支援事業」において開催される海外商談会への参加の申込みにあたり、以下の項目について確認の上、同意します。

１　支援企業の選定について  
商談会の定員は８社程度となっておりますので、応募多数の場合は、名古屋市にて厳正な審査の上、決定させていただきます。

２　実際の取引実施の判断について  
本事業を利用した取引等は支援企業の判断と責任のもとに行っていただきます。名古屋市及び受託事業者（事務局）による情報提供・助言等に関し、名古屋市及び受託事業者は支援企業に損害等が生じた場合の責任を一切負わないものとします。名古屋市及び受託事業者が国内外で提供した支援企業の情報等が不正に使用された場合も同様とします。

３　海外商談会において支援対象とならない費用  
参加企業の渡航費、現地移動費、宿泊費、商談相手先企業確保のための商談参加記念品等にかかわる費用、販売促進のためのサンプルおよびPR資料等の制作や現地への輸送費用等は、参加企業にご負担いただきます。また、専任アドバイザーに、所定のサポート内容を越える支援を求められる場合は、支援企業のご負担となります。

４　海外商談会参加への取組について

　　支援企業には、海外商談会に参加するための体制整備と取り組みを進めていただきます。

５　オンライン商談会への参加について  
オンライン商談会開催の日時には、支援企業の担当者に、商談に必ず参加していただきます。支援企業側の都合で担当者が不参加となることは、認められません。

６　必要書類の提出等  
支援の実施にあたり、別途事業報告書等必要な書類を提出していただくことがあります。また、支援期間中及び支援終了後に、事業に関連した報告書類を提出していただくことがあります。

７　企業アンケートの実施  
より良い事業とするため、支援企業を対象としたアンケートを実施いたしますのでご協力をお願いします。

８　企業名等の公表及び本市事業への協力  
本事業の成果、実施した商談の概要（相手方企業の名称や取引価格を除く。）、支援企業の名称、製品名、所在地等について、名古屋市が公表することがあります。また、本市の事業での事例紹介等の協力をお願いすることがあります。

９　個人情報の取り扱い  
本事業において取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年条例第56号）及び受託事業者の個人情報保護規定に沿って適切に取り扱い、本事業実施並びに名古屋市及び受託事業者からの情報提供等のために利用させていただきます。

１０　暴力団と暴力団員の排除  
名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）に規定する暴力団員である者又は同条例第２条第１号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、本事業に申し込み出来ません。  
また、支援企業決定後にその旨が判明したときはその決定を取り消します。上記事由を確認する必要がある場合には申請書に記載されている情報を愛知県警本部に照会することがあります。

１１　現地送付製品等の損害等  
名古屋市及び受託事業者は、商談のために現地送付したサンプル等が、輸送中及び商談会開催中等に故障・滅失・盗難その他の損害等が生じた場合の責任を一切負わないものとします。

１２　支援の辞退について  
選定の結果、本事業の支援企業に決定した場合、原則として支援を辞退することは認められません。

１３　その他  
新型コロナウイルス感染状況により、日本または対象国政府からの要請や指示等により、予定通りの開催が困難となる場合には、日程や内容等を変更させていただく場合がございます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

所在地

企業名

代表者　役職名

代表者　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　＿

代表者 自署＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿